

ふれあい



表紙	1
記念誌に寄せて	2
あの人の今は…	3～6
農業者年金のポイント！！	7
農業委員会制度について	8～9
農業委員・農地利用最適化推進委員紹介	10～11
新規就農者紹介	12～13
農地の貸し借りについて	14

農地中間管理機構が農地の貸し借りを お手伝いします！	15
遊休農地の解消	16
利用状況調査を実施しています！ 農地法違反に対する是正指導！	17
いま確認しておきたい ～生産緑地と特定生産緑地制度について～	18～19
農業委員会の研修会、 全国農業新聞、編集後記	20

編集・発行 湘南地区農業委員会連合会（藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町）

事務局 藤沢市農業委員会 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所内 TEL0466-50-3565（直通）

記念誌に寄せて

湘南地区農業委員会連合会長 齋藤 義治



湘南地区農業委員会連合会の機関誌「ふれあい第二十号」の発行に当たり、日頃のご協力に厚く御礼申し上げます。

平成十三年の第一号の発行から二十年を経て、元号は令和へと変わりました。農業分野においても、食料・農業・農村基本計画の策定や、食料自給率が四十%を割り込むなど、様々な施策や情勢の変化が起こり、まさに激動の時代を経たものと感じております。

湘南地区農業委員会連合会は、昭和五十六年に、三市一町による農業委員会の連携と知識の研鑽を目的に組織され、これまで一致団結し活動を続けてきました。その間、過去の紙面からもわかるように、多くの農家において世代が替わるとともに、大規模化や先進的な機械の導入など、時代に合った効率的な経営へと変化を遂げております。

今後も連合会として多くの有益な情報を発信し、湘南地区の農業の益々の発展に向けて、努力を続けてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(二社) 神奈川県農業会議会長 持田 文男



湘南地区農業委員会連合会の農業日より「ふれあい」が二十号の節目を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

また、二十年の長きに渡り、それぞれの時期の発行に携わられた農業委員、推進委員そして事務局の皆様のためまぬご尽力に深く敬意を表する次第でございます。

湘南地区三市一町は都市農業の地域として、トマトやバラなど施設園芸を基幹として生産性の高い農業を展開しているほか、米の県内主産地でもあります。また、大型の農産物直売施設の充実が図られていく地域でもあります。この機関誌を通じて、農家、農業委員・推進委員、消費者、そして行政等各方面の皆様との情報交換や交流が図られていることは農業振興や地域の活性化にとって誠に有意義なものと感じます。

最後に、コロナ禍の折、様々な面で困難な状況にはありますが、二十年に渡って築き上げられた成果がさらに発展されることを期待するとともに、皆様のご健康とご多幸を祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。

あの人のは今は…

	就農時 (H24年当時)	現在
経営主	井出 弘文 (父)	井出 寿利 (子)
耕作面積 (約)	1.0 (ha)	1.4 (ha)
耕作地の場所	藤沢市	藤沢市、富士宮市
栽培管理	経験と勘	経験とデータ
栽培時期	11月～7月	周年栽培

藤沢市
創業当初からの変わらぬ気持ち
 いで ひさとし
 宮原地区 **井出 寿利さん**

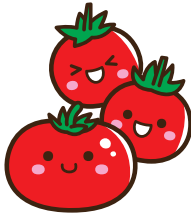
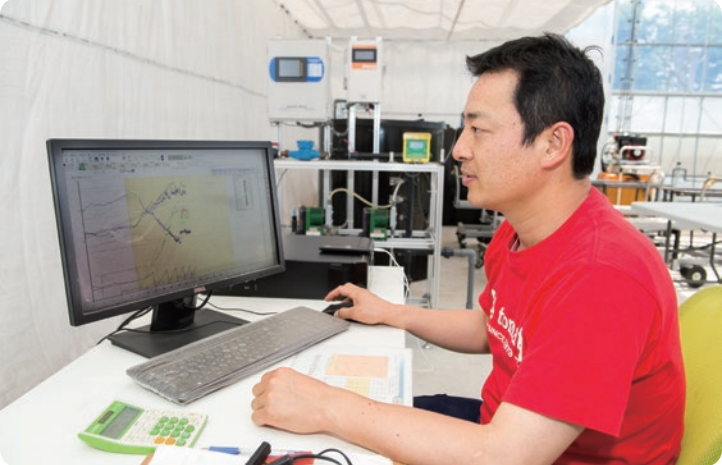


あれから十年、創業九十年を迎えた井出トマト農園では、先代から事業を継承し、時代に即した最新技術を次々と取入れる事で、継承後わずか八年で年商二・二億を突破することができました。

年間四万本、収穫量にすると三百トン以上のトマトを生産する井出トマト農園では、時代の変化に合わせてトマトの管理

方法も大きく変化したといえます。ハウス内の「温度」や「湿度」、太陽光の「照度」、それから「二酸化炭素の濃度」などをチェックする際に、パソコンによる最適化制御を行うことで、こだわり抜いたトマトの生産ができるといいます。農業は自然が相手となるため「経験や勘」も大事ですが、高品質のトマトを作り続けるためにはパソコンによるデータ収集が欠かせないそうです。

また一年を通しておいしいトマトをお客様の手に届けたい、そんな気持ちから生産拠点を新たに静岡県富士宮市にも拡大しました。二産地体制で生産を行うことにより今まで収穫していなかった八月～十月の収穫に成功し周年栽培を実現することができました。



十年間で様々な挑戦をしてきた井出トマト農園ですが「お客様に美味しいトマトを食べていただきたい！」その気持ちだけは、創業当初から今も変わっていないと井出さんは話していました。

あの人のは今は…

	就農時 (H19年当時)	現在
耕作地の場所	関谷	関谷
労働力	(母、自分、妻の) 3人	(自分、妻、息子の) 3人
主な販路・販売方法	農協連即売所 (連売)	農協連即売所 (連売)、スーパー、インターネット
主な収穫物	ハウレンソウ、小松菜、大根	ルッコラ、ワサビ菜、スイスチャード、葉物数十種類、大根十種類以上、人參多種類

鎌倉市 変わらぬ想いを時代の波に乗せて もりた かつみ 盛田 勝美さん 関谷地区



「ふれあい第九号（平成二十一年十月発行）」で紹介させていただいた鎌倉市関谷地区の盛田さんは、現在も同じ地で、変わらず精力的に農業を営んでおられます。

約十年の時を経て、今回の取材を受けていただくこととなり、昔との違いや変わらぬ想いについてお話を伺うことができました。

「前回取材を受けたときは、母と妻との三人で農業を行っていました。その頃も鎌倉は作付けの種類の多さから『七色畑』と表現されていましたが、今では大根だけでも十種類以上と、七色どころではなく、数えきれないほどの種類の作付けに挑戦、成功しています。母は引退しましたが、新しい世代として今は息子が活躍してくれています。」と、笑顔で紹介してくださいました。

息子の恭祐さんは「前の世代が地道に地元で野菜作りを続け、守ってきた結果が今の『鎌倉やさい』を創ったと思っています。その想いを継ぎ、これから先もブランドの名前に恥じないような野菜作りを、手抜きをせず守ってきたいです。」と語ってくださいました。

盛田さん曰く、農業も「時代の波に乗っていく」が重

要なテーマになると思うとのこと。直売所（連売）で自身の作った野菜を販売する際、SNS等も積極的に活用されています。「販売の現場では見ることでできない畑の様子や作り手のコメントをSNSに載せていきます。直売所に来ることができない方も含め、より多くの人に本当の意味での『鎌倉やさい』の良さを伝えていきたいです。」

盛田さんの変わらぬ想いは、時代の波に乗って新しい畑の未来を描いていた。



あの人のは今は…

	就農時 (H25年当時)	現在
耕作面積(約)	0.15 (ha)	0.8 (ha)
耕作地の場所	中島	中島
労働力	(本人) 1人	(本人、母) 2人
主な販路・販売方法	直売所	直売所(スーパー)、農協共販出荷
主な収穫物	ナス、インゲン、小松菜	ナス、長ネギ、リーフレタス、ブロッコリー、枝豆、カボチャ
主な農機具	管理機、動力噴霧機、播種機	管理機、動力噴霧機、播種機、トラクター、ハンマーナイフ、マルチャー

茅ヶ崎市

経験を積み重ねて今の形に

中島地区 脇 しょうへい 祥平さん



六年前に新規就農者として、ふれあいのインタビューに答えてくださった脇祥平さん。最近の様子について、再びお伺いしました。

茅ヶ崎市の中島の畑に脇さんを訪ねると、農機具を入れる白いハウスと育苗施設を新たに建てていました。ハウスの中にはトラクターなどの農機具が数台置いてあります。

農業を始めてからは試行錯誤の日々。五年くらいたってやっと今の形に落ち

着きました。最初に手に入れたのはトラクター。農業をしながら探していたが、思うようなものがなかなか見つからず、結局先輩農家さんから中古のものを譲ってもらいました。自分にはちょうどよい大きさを、使い勝手のいいものが手に入りました。その後マルチ、ハンマーナイフと徐々に揃えていき、やっと今の形に落ち着きました。

また、就農当初は作物が決まっていなくて水菜、チンゲン菜などいろいろな品種を作っていました。今は作業効率を考えて、品目を絞って作付けしています。夏はナスがメイン。隣の畑では枝豆やズッキーニも実をつけていました。風に弱いナスの実を守るため、周囲に風よけを植えて囲っています。知り合いのつてをたどり、近隣の農家さんに教えてもらったものです。



最近では営農に集中できて、いと実感しているそうで、年の近い新規就農者のつながりもあります。今では後輩の新規就農者へアドバイスをすることもあるそうです。

収穫した野菜は、農協へ出荷するほか、すぐに袋づめて近隣のスーパーへ卸しています。「新鮮な野菜を消費者の方に食べてもらうのがうれしい。」と話してくださいました。

「普段は手伝いに来てくれる母と二人で作業しているが、母親の年齢も考えて今は営農ボランティアなど一面も見せていました。」

あの人のは今は…

	就農時 (H19年当時)	現在
労働力	父・母・和憲さん	父・母・和憲さん
収穫量	5寸：2万5千鉢 4寸：3万鉢 3.5寸：2万5千鉢	5寸：2万鉢 4寸：3万3千鉢 3.5寸：2万5千鉢
販売方法	市場・直売所	市場・直売所・ インターネット販売・直送販売
収穫物	マーガレット・ ペラルゴニウム・ ポットカーネーション・ ポットマム・ダリア・ カリブアコア・パンジー・ ビオラ	マーガレット・ ペラルゴニウム・ ポットカーネーション・ ポットマム・パンジー・ ビオラ・カランコエ

寒川町

たくさんの方に鉢物を広めたい

すずき かずのり
鈴木 和憲さん

倉見・宮山地区



倉見・宮山で鉢物栽培を行っており、十一年前初めて取材を受けた時はまだ就農したばかりでした。大学を卒業後花の卸売り市場で働き、そこで鉢物業界の現状と課題を学びました。その時にできた人脈は今でも情報交換することで技術の向上に役立っています。また、父の伝統を継承しつつ新しい技術を取り入れることで売り上げは順調

に伸びています。当初マーガレット・ポットマム・ペラルゴニウム・パンジー・ビオラを栽培しており、今ではカランコエを追加しています。より多くの品目に挑戦したいと思っていますが、品目を増やしてしまうと、品質が下がってしまう危険があるため効率を常に考えながら注意して栽培しています。

販売方法としては就農当初から市場や直売所へ出荷していますが、最近ではインターネット販売や直送販売、委託販売のシェアも増やしており、お客様から好評をいただいています。湘南花の展覧会や産業まつりへの参加や鉢物部での花育活動を行うことで、需要の拡大に努めています。

鉢物栽培に限らず、農業ではお客様の満足度も意識しなければならぬと考えています。そのた

めには、質が良い長持ちのする鉢物栽培の研究と需要拡大に向けた取り組みに引き続き努めたいと思います。



農業者年金のポイント！！

～しっかり積立、がっちりサポート、安心で豊かな老後を！～

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金受給者の平均余命は、男性が22年（87歳）、女性が27年（92歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

〔日本人の平均寿命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。〕

女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします

家族経営協定を結べば 保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。

女性の農業経営への参画を
しっかり応援します！



農業者の老後の生活の収入は、 国民年金+農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万8千円が必要となるデータがあります。

→月額約10万円不足！

国民年金の不足分を
しっかりカバーします

農業者年金の加入には 農地の権利名義は要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入していたとしたら、先にご主人が亡くなった時、あなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

自らの力で
老後に安心を！

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2～6万7千円の間で千円単位）、経営状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%が節税）
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます）

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります

まだまだ特徴はあります、詳しくは…

独立行政法人 農業者年金基金

TEL：03-3502-3199（相談員） TEL：03-3502-3942（企画調整室）

ホームページ：http://www.nounen.go.jp

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

制度について



農業委員



1 農地の貸借・売買の許可、決定等及び農地転用許可への意見

農地の貸借・売買、農地転用許可について、総会又は部会に出席して審議、判断を行うのが農業委員の役割です。判断にあたっては、申請書類一式、農地台帳等の資料を確認するほか、現地調査も実施します。

① 農地の貸借・売買の許可、決定等

農地の貸借・売買には農地法第3条に基づく「許可」が必要となります。また、利用集積計画、配分計画にはそれぞれ農業委員会による「決定」、「意見」が求められます。いずれも現地調査も行い、許可、決定等を審議します。

② 遊休農地に対する措置

所有者等への意向調査や中間管理機構との協議勧告を行います。

③ 農地転用許可への意見

転用許可には都道府県知事等の許可が必要です。農業委員会は申請書の内容について検討を行い、都道府県農業会議の意見を聴いたうえで、農業委員会の意見を付して申請書を都道府県知事等に送付します。意見を決定する際には、農地の立地条件や転用によって周辺の農地の営農に支障が生じないか等、現地調査を行い、検討します。

2 農地利用最適化推進指針等を作成します

農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進の方法について「指針」を定めます。農業委員は農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら、指針の検討を行い、農業委員会の「活動計画」を作成します。

意見

意見

意見

携

連携

管理機構

農業委員会



農地利用最適化推進委員



※鎌倉市は農業委員が務めます。

1 農地利用最適化のための **実践活動** が主体となります

① 担い手への農地利用の集積・集約化

地域の農業者の話し合いの推進、農地の出し手と受け手への働きかけを行い、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地利用の集積を進めます。

② 耕作放棄地の発生防止・解消

毎年一回管内すべての農地の利用状況調査をし、遊休農地所有者等に利用意向の確認を行います。また、所有者等の意向も踏まえて、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地のあっせんや利用関係の調整を行います。

③ 新規参入

新規就農者や参入企業等のために、就農候補地を見つけたり、農地所有者との架け橋になるなど親身な活動が期待されます。

2 総会等に出席し、農地利用の最適化推進に関する **意見を述べます**

総会や部会の求めに応じて、あるいは自ら農地利用の最適化推進に関して意見を述べることができます。

3 農地利用最適化推進指針の作成に参画します

推進委員は担当区域の農地利用と担い手の状況を踏まえて農業委員会の最適化推進指針づくりに参画するとともに、指針に基づいて現場活動を行います。

連

連携

農地中間

最適化推進委員紹介

任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日

藤沢市農業委員会

農業委員

会長 齋藤義治



委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	代 會長 職務 理
田代惠美子	加藤義一	上田洋子	飯田芳一	小林正幸	井出茂康	三上健一	井上哲夫	吉原豊

委員 山口貞雄

委員 加藤登

委員 西山弘行

委員 漆原豊彦

農地利用最適化推進委員

委員 落合喜治

委員 北村利夫

委員 吉川誠

委員 櫻井一雄

委員 宮治時男

委員 佐川俊夫

委員 佐藤智哉

委員 澤野孝行

委員 平川勝昌

委員 神崎享子

委員 福岡則夫

鎌倉市農業委員会

農業委員

会長 平井保男



委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	副 會長	副 會長
落合るみこ	柏木博明	小泉紀久夫	市川幸子	石澤一英	浜野清一	小川和己	飯田正実	和田雅裕

農業委員・農地利用

委員 岡崎 和彦

委員 郷原 均

委員 三橋 義昭

※農地利用最適化推進委員は設置していません

茅ヶ崎市農業委員会

農業委員

会長 原田 勝幸



会長代理 遠藤 信行

会長代理 齋藤 和子

委員 鈴木 邦夫

委員 高橋 久雄

委員 石射 祥光

委員 村越 重芳

委員 小澤 昇

委員 廣瀬 正実

委員 三橋 清高

委員 野崎 雅博

委員 阿部 富美

委員 吉田 恵子

委員 石腰 明美

農地利用最適化推進委員

委員 市川 達夫

委員 生川 仁

委員 高橋 宗一

委員 永野 晃

委員 平牧 直樹

寒川町農業委員会

農業委員

会長 磯川 浩



会長職務代理者 相田 孝

委員 市川 幹雄

委員 三留 清一

委員 福岡 善輝

委員 中村 基寛

委員 藤井 薫

農地利用最適化推進委員

委員 金子 隆夫

委員 相原 善久

委員 小島 新弥

委員 大久保 泰明

者の紹介



藤沢市

幼いころからの夢！

まつだ ゆ き
高倉地区の松田由貴さん

令和元年6月より新規就農しました。

松田さんは、令和元年6月に藤沢市高倉地区で約二反（二千平米）の農地を借り入れて、新規に就農を開始しました。

もともと松田さんは、大学で畜産を学び、卒業後は海外青年協力隊として活躍していたのですが、市民農園を借りたことをきっかけに、「やはり私がやりたいことは野菜作りだ」と思うようになります。振り返ってみると、野菜作りへの興味は小学生の頃からで、当時

から、畑を借りてみたいと母に言っていたそうです。

幼いころからの夢ということもあり今回、仕事を辞め新たに新規就農へと踏み切ったそうです。

それからは、アグリノベーション大学校に通いながら愛川町の有機野菜農家千葉氏のもとで研修生として栽培技術を学び、卒業後は大学の農場長として農場を管理することで営農に必要な知識や技術を習得したそうです。これらの経験を経て藤沢市での新規就農に至りました。

現在は有機栽培にてサツマイモ、ズッキーニ、オク



ラなど多品目を扱っていて、その中でも、ニンジンにかなり力を入れているといます。

その理由は、「師匠（千葉氏）の作ったニンジンを食べたときに、今まで食べたものとは比べものにならないほど甘く、とても感動し自分もあれほどのものを作れるようになりたい」と思ったからだそうです。

そんな松田さんですが、将来の目標を聞いてみたところ、「今より農地を増やし人を雇えるぐらいの農家になることだ」と話していました。そのためには、自分で限界を決めず日々農業に励んでいくことだと松田さんは意気込んでいました。





新規就農

茅ヶ崎市

新鮮野菜を味わってほしい

ほとぎごろう
赤羽根地区の佛木吾郎さん

平成30年4月より新規就農しました。



自然豊かな環境で生まれ育った佛木さんは、会社勤めを経て平成三十年四月茅ヶ崎市の赤羽根地区に約二・五反（二千五百平米）から就農しました。

農業を志し始めたのは、高齢化で農業をやる人が少なくなっている現状をテレビで見ているからです。また会社で働いていると、自分の代わりはたくさんいて、自分で何でも決めて経営できる農業の魅力を感じ始めました。生まれ育った環境が



自然豊かだったこともあり、同じような自然と共に生きられる農業をやっているかと数年間かけ決断したようです。

農業アカデミーを経て、就農してからは、自分に適した野菜を収穫量、収穫に伴う時間・労力など経験してきたことをベースに考えて模索。他の農家の方にアドバイスをもらいに行ったり、インターネットで調べたりしてよりよい野菜を育てられるように研究しているらしいです。

積極的に他の農家の方に話を聞きに行ったことで、農法や、野菜の育て方の情報を教えてもらうだけでなく、農機具を安く譲り受けたり、農地を拡大できたり

したとのこと。就農してから様々な方から応援してもらえて本当にうれしいと話されています。

そんな佛木さんに就農してみていることを伺うと「野菜は鮮度で味が違う。そのことをもっと他の方にも知っていただきたい」とのこと。また、「自分で農法や販路など何でも決められることが本当に楽しい」と会社勤めでは得られなかった魅力を語ってくださいました。

佛木さんは今年に入ってからも新たに耕作面積を増やすことが決まっており、今後も赤羽根地区を中心に活躍し続けてくださる若手だと期待されています。





農地の貸し借りについて

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定

■ 利用権設定とは

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（以下、「利用権設定」と言います。）とは、各市町と農業委員会が貸主と借主の間に入り、賃貸借契約（又は使用貸借契約）を成立させる制度です。

■ 利用権設定の特徴

通常、農地の貸し借りには農地法第3条に規定する許可を受ける必要がありますが、利用権設定では許可申請よりも簡易な手続きで安心して農地を貸し借りすることができます。

特徴 1

設定した契約期間が経過すれば、農地の賃貸借（又は使用貸借）は自動的に終了し、農地が貸主に必ず返還されます。

特徴 2

賃貸借（又は使用貸借）を継続したい場合は、更新手続きを行うことにより引き続き賃貸借（又は使用貸借）を行うことが可能です。

特徴 3

契約期間中に諸事情が生じ利用権設定の解除を行いたい場合には、双方合意のうえ解除申出書をご提出いただくことにより利用権設定の解除を行うことができます。

■ 利用権設定を行うことができる農地

利用権設定を行うことができる農地は、市街化調整区域内に所在する農地に限ります。

■ 詳細について

農地を借りられる方の要件やその他詳細につきましては、各市町農業委員会にお問い合わせください。



農地中間管理機構が 農地の貸し借りを お手伝いします!



高齢で農作業ができない…
農業後継者がいない…
田んぼだけ誰かに任せたい…

農地を貸したい方(出し手)

借受け

農地中間管理機構(神奈川県農業公社)

- ① 農地の借受け
- ② 受け手がまとめて利用できるよう配慮して貸出し
- ③ 貸し出すまでの間、農地を管理
- ④ 貸出し先が確実な場合、簡易な基盤整備を実施

機構は知事が指定した
公的機関です。
大切な農地を安心して
預けてください!

貸出し

農地を借りたい方(受け手)

経営規模を拡大したい!
まとまった農地を借りたい!
新規に農業に取り組みたい!



お問い合わせ先

【農地中間管理機構】公益社団法人 神奈川県農業公社

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階

TEL 045-651-1703

FAX 045-651-1760

E-mail jimukyoku@k-nk.or.jp

遊休農地の解消

寒川町



寒川町農業委員会で、耕作されず荒廃してしまっている農地を復元する活動を行っています。近年では「花いっぱいプロジェクト」という遊休農地からお花畑へと再生する活動を行っています。対象地は農用地で南側にJR相模線が接している。土地所有者は高齢で簡単には復元できない約一反（千平米）の荒廃農地となっており、このままでは近隣農地へ影響が出る恐れがあります。そこで、所有者と農作業受委託契約を締結し作業を行っています。

五月中旬、農業委員会で草刈りを行い、耕うんした土地にひまわりの種を蒔きました。今年はコロナ禍で昨年度使用していた種子が手に入らなかつたり、天候が不順で不安もありましたが、たくさんの方々の努力により、七月には



無事に開花しました。例年では、一般開放して開花したひまわりの摘み取りを行っています。今年にはコロナ禍の影響もあり、残念ながら開放は中止しました。

十月以降には、再度耕うんを行い菜花を植える予定となっています。こちらも開花後には一般開放を行い、地域住民の方々に楽しんでいただければと考えています。

今後も、遊休農地の復元作業を継続し、地域と連携して遊休農地の解消に取り組みます。

利用状況調査を実施しています！

各市町村の農業委員会では、農地利用促進に繋げるための情報収集を目的として、毎年八月頃から管内の農地を一筆ごとに確認し、遊休化や耕作放棄とされている農地、違反転用等がされていないかを調査しています。

調査の結果を踏まえて、適切な管理がなされていない農地について、土地所有者へ文書による通知を行い、今後の農地利用について相談を行っています。その後、農業委員会による遊休農地の解消活動や農地中間管理機構への斡旋等を行っています。

農地利用の最適化は農業委員会の必須業務の一つとなっております。今後も遊休農地等の発生の防止に努めていきます。



農地法違反に対する是正指導！

各農業委員会では、違反地の是正状況の確認や農地の無断転用の発見、防止のための農地パトロールを行っています。年間を通して随時に農地パトロールを行った後、違反地として判断した土地の所有者への是正指導を行い、違反地ゼロに向けて取り組んでいます。

今後も、各関係機関と連携し、引き続き違反地是正に努めていきます。



～生産緑地と特定生産緑地制度について～

生産緑地として管理していきたいという土地所有者の方については、先に述べた生産緑地法の改正により市がその土地を、「特定生産緑地」として指定することで、従来の生産緑地に措置されてきた税制優遇が10年間継続されます。

特定生産緑地の指定申出手続きの流れ



※詳しくは各市の都市計画部門担当課へお問い合わせください。

他にも、自治体の条例により生産緑地指定の下限面積を300㎡まで引き下げることや農業用施設以外の直売所等の設置が可能となっています。

また、引き続き生産緑地の指定を希望しない土地所有者の方については、30年の期間満了後に市に生産緑地の買取り申出をすることが可能となり、市が買い取らなかった場合には農業委員会から取得を希望される農家の方への斡旋を行うこととなります。その後、買取り希望者がいなかった場合は生産緑地の行為制限が解除となるため、解除後はその土地を転用し売買することも可能となります。（※転用には農業委員会への届出等の手続きが必要です。）

■生産緑地の今後について

1992年に生産緑地法によって定められ、指定された生産緑地は2022年に指定後30年を迎えることとなります。前述のように、今まで生産緑地だった土地の指定の解除により、宅地等に一齐に転用され売買等が進むことなども近年問題視されているようです。

生産緑地は、良好な景観や災害時の避難場所としての機能が期待される存在として「あるべきもの（守るべきもの）」です。生産緑地を保持していきやすくするため、2018年度に法改正が行われ、生産緑地の指定を受けた農地を他の農業者へ賃借した場合や市民農園を開設した場合でも、納税猶予が継続して受けられる制度などが設けられ、生産緑地の維持・活用の可能性も広がっています。

都市部にあるべきものとしての存在意義についても、今一度考えなくてはなりません。

いま確認しておきたい

■生産緑地と生産緑地法

1992年に生産緑地法によって定められた生産緑地は、都市部の良好な都市景観を守るために残すべき緑地として定義されてきました。その後の2015年に都市農業振興基本法が定められたことにより、市街化区域内の農地は緑がもたらす良好な景観や災害時の避難場所としての機能が期待される存在として、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの（守っていくべきもの）」として捉えられるようになりました。さらに、都市農地を引き続き保全できるよう2017年には生産緑地法が改正され、2018年4月から施行されています。

■指定の解除と特定生産緑地制度について

現在指定されている生産緑地の土地所有者の方は、該当の土地を農地等として管理し続けることにより、税制優遇等を受けることができますが、1992年の法制定当初の指定から30年が経過しようとしている今、生産緑地の土地所有者の方は、**指定から30年が経過する前に特定生産緑地の指定を受けるかどうかを選択する必要があります。**（次の表で、特定生産緑地の指定を選択した場合と選択しなかった場合の違いを大まかに示していますので、検討する際の参考としてください。）

	特定生産緑地を選択する	特定生産緑地を選択しない
営農を続ける際の比較	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税等は引き続き農地評価です 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。 ● 10年毎に継続の可否を判断できます 特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です。（10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税等の負担が急増します 5年後には、宅地並み課税になります。 ● 30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません 特定生産緑地は、生産緑地地区の指定後30年が経過する前までにしか指定できません。
相続する際の比較	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の相続での選択肢が広がります 次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出するかを選択できます。 ● 農地を残しやすくなります 次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の相続での選択肢が狭まります 特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません。（現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します）

農業委員会の研修会

藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の農業委員会で構成する湘南地区農業委員会連合会では、定期的に農業委員と農地利用最適化推進委員の研修会を開催しています。

今年度は、委員改選があり、制度に関する基本的な知識を学ぶことを目的に、第一回目の研修会を七月三十一日（金）藤沢商工会館で予定していましたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

そのため各市町で、それぞれ、毎月の定期総会などに合わせて、事務局職員が講師となり農地法や農業委員会の制度について勉強会を行い、各委員の知識向上を図ることができました。



研修で使ったテキスト

農家の思いを伝え 農業・農村の「未来」を ともに考えます。

全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行
月700円 年8,400円(税込)

購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

発行所
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎ 03-6910-1130
☎ 03-3261-5132
✉ gyoumu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shinbun

農業者の視点でお届けします

- ① 特長のある週刊新聞 解説に力点をあいた企画編集とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい 老若男女が楽しむ読める

編集後記

今年もこの農業だより「ふれあい」第二十号を発行することができました。これもひとえに皆様方のご協力のたまものと、心より感謝申し上げます。

今年に入り、新型コロナウイルスの影響もあり、農業を取り巻く環境はとても厳しい状況となっております。そのようななか、取材にご協力いただいた方々にお礼を申し上げます。

私ども三市一町の都市農業においては、その取り巻く環境がますます厳しくなっておりますが、この「ふれあい」が皆様の機関誌として少しでも役立つ、ご愛読していただきまますよう、より充実した紙面を目指して、今後も努力してまいります。

ご意見・ご要望をお寄せいただければ幸いです。

※お問い合わせは、各市町の農業委員会事務局へ

藤沢市 0466-50-3565 (直通) 鎌倉市 0467-23-3000 内線2482
茅ヶ崎市 0467-82-1111 内線1391 寒川町 0467-74-1111 内線753